

目 次

	ページ
I 小規模林地開発行為の届出制度について	
1 趣旨	1
2 届出の対象	1
3 届出の対象外	3
4 届出の受付	5
5 届出内容の確認と指導	5
6 小規模林地開発行為のながれ	8
7 地域森林計画対象民有林における形質変更及び伐採に係る手続	9
II 小規模林地開発行為に必要な手続(着手前)	
第1 総括的事項	10
1 着手前の届出	10
2 届出の提出先	10
3 提出部数	10
4 届出に添付する図書等の整理の仕方	10
5 小規模林地開発行為制度で使われる用語の意味	10
第2 届出に必要な図書(着手前)	14
1 小規模林地開発行為届出書(第12号様式)	15
2 位置図	16
3 区域図	17
4 事業計画概要説明書(第13号様式)	18
5 土地利用計画明細書(第14号様式)	23
6 土地利用計画平面図	25
7 森林調書(第15号様式)	26
8 求積図	29
9 防災施設等計画平面図	29
10 切土盛土計画平面図	29
11 計画縦横断面図	30
12 土量計算書	30
13 流域現況図	30
14 排水施設計画平面図	31
15 防災施設等設計図	31
16 防災施設等設計根拠資料	32
17 森林現況図	32
18 緑化計画図	32
19 緑化仕様図	33
20 工程表(第16号様式)	34
21 建築物その他の構造物の概要図	35
22 地番一覧表(事業区域内)(第17号様式)	36
23 公図集合図	37
24 その他知事が必要と認める書類(営農計画書・施工計画書等)	38
25 小規模林地開発行為同意書(第18号様式)	40
26 印鑑登録証明書	40
27 土地の登記事項証明書	42
28 法人の登記事項証明書及び印鑑登録証明書	42
29 代表者の氏名及び規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類	42

Ⅲ 小規模林地開発行為に必要な手続(着手から完了まで)	
第1 総括的事項	4 3
1 着手後に必要な届出等	4 3
2 書類の提出先	4 3
3 提出部数	4 3
第2 着手後に必要な手続	4 4
1 標識の掲示(第19号様式)	4 4
2 着手の届出(第20号様式)	4 5
3 変更の届出(第21号様式)	4 7
4 休廃止の届出(第22号様式)	4 9
5 再開の届出(第23号様式)	5 1
6 完了の届出(第24号様式)	5 3
Ⅳ 小規模林地開発行為における森林の有する公益的機能を維持するための基準	
第1 災害の防止及び水害の防止関係	5 5
1 切土及び盛土に関する基準	5 5
2 擁壁の設置、その他法面の崩壊防止の措置に関する基準	5 6
3 切土及び盛土の法面の保護に関する基準	5 8
4 えん堤の設置等に関する基準	5 9
5 雨水等の排水施設に関する基準	5 9
6 調節池、浸透池及び沈殿池の設置に関する基準	6 1
7 飛砂及び落石等の災害対策に関する基準	6 3
8 太陽光発電設備の設置を目的とした小規模林地開発行為を行う場合の 雨水等の排水施設に関する基準	6 3
9 太陽光発電設備を自然斜面に設置する場合の基準	6 3
第2 水の確保関係	6 3
1 水量の確保に関する基準	6 3
第3 環境の保全関係	6 4
1 残置森林等に関する基準	6 4
2 太陽光発電設備の設置を目的とした小規模林地開発行為を行う場合の 残置森林等に関する基準	6 5
(参考1) 小規模林地開発行為における森林の有する公益的機能を維持する ための基準第1-6-(2)の浸透池の設置について	6 6
(参考2) 小規模林地開発行為における森林の有する公益的機能を維持する ための基準第1-5-(1)-ア-(ウ)-bの雨水等の排水施設の 設計雨量強度について	7 4
(資料1) 土質区分基準	7 5
Ⅴ 他法令等による土地保全の指定区域等	7 6
Ⅵ 農林水産部森林課・林業事務所の所在地	7 8

この手引きにおける法令等の略称は、以下のとおりです。

「法」：森林法

「法施行令」：森林法施行令

「法施行規則」：森林法施行規則

「法施行細則」：森林法施行細則

「条例」：千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例

「条例施行規則」：千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例施行規則

「審査基準」：千葉県林地開発許可審査基準

「行政指導指針」：千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針